

建築確認・検査申請手数料

2019年4月1日申請から適用します

(非課税単位:円)

表1 建築確認・検査申請

(単位円)		確認審査 ※1~※6 ※12※13※17	特定中間	完了検査 ※10※14※18	完了検査 (中間がある場合)	仮使用認定	
						一般 ※7※8	外構未完成※9 既存建築物除却
A ≤ 100	法6条の4該当	18,000	17,000	20,000	18,000	49,000	49,000
	特例なし	27,000	20,000	29,000	26,000		
	構造計算あり	53,000					
100 < A ≤ 200	法6条の4該当	25,000	22,000	26,000	24,000	60,000	55,000
	特例なし	37,000	30,000	35,000	31,000		
	構造計算あり	75,000					
200 < A ≤ 500	法6条の4該当	36,000	28,000	40,000	39,000	84,000	75,000
	特例なし	68,000	50,000	55,000	54,000		
	構造計算あり	95,000					
500 < A ≤ 1,000		120,000	74,000	100,000	95,000	180,000	120,000
1,000 < A ≤ 2,000		170,000	100,000	130,000	125,000		150,000
2,000 < A ≤ 3,000		250,000	140,000	170,000	165,000		190,000
3,000 < A ≤ 4,000		300,000	145,000	190,000	185,000		210,000
4,000 < A ≤ 5,000		360,000	170,000	220,000	215,000		240,000
5,000 < A ≤ 6,000		430,000	190,000	240,000	235,000		260,000
6,000 < A ≤ 8,000		440,000	195,000	260,000	255,000		280,000
8,000 < A ≤ 10,000		450,000	210,000	280,000	275,000		300,000
10,000 < A ≤ 20,000		540,000	270,000	330,000	320,000		350,000
20,000 < A ≤ 50,000		680,000	310,000	400,000	390,000		420,000
50,000 < A ≤ 100,000		1,150,000	590,000	720,000	710,000		740,000
100,000 < A		1,500,000	800,000	920,000	910,000		940,000
昇降機 (エレベーター等※15)		20,000	/	25,000	計画変更 10,000		
昇降機 (ホームエレベーター等※16)		15,000		20,000	計画変更 9,000		
工作物		22,000		22,000	計画変更 11,000		
令138条第2項、第3項 (遊戯施設等)		※11		※11	計画変更※11		
令138条第3項2号		※11		※11	計画変更※11		

※ 報奨金ポイント加算は、確認申請手数料にポイント加算されます。申プロデータ提供でさらにプラス加算されます。

※1 用途変更については、当該用途変更に係る部分を申請面積として算定します。

※2 既存建築物への遡及適用等がある建築の場合は、当該部分の床面積を加算して算定します。

※3 大規模の修繕、大規模の模様替えは、計画部分の床面積の 1 / 2 に該当する面積で算定します。

※4 申請が複数棟である建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法(以下「Exp.J等」という。)で接している建築物の部分も同様)に係る申請は、表2の延べ面積区分により算出した額を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算します。なお、混構造の場合も準ずる。

- ※5 法第6条の3「特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの審査(ルート2基準審査)」を適用する申請は、表3の延べ面積区分により算出した額をExp.J等で接している建築物の部分ごとに加算します。
- ※6 建築物の計画変更は、変更に係る部分の面積の1/2に該当する部分の床面積(床面積が増加する変更は、当該床面積を加算する。)で算定します。なお、算定した面積が30㎡以内の場合は、手数料9,000円とします。
- ※7 仮使用認定(一般)については、仮使用部分の面積を完了検査手数料に読み替え+仮使用部分の面積の確認審査手数料×1/2とする。ただし、180,000円を限度とします。
- ※8 仮使用認定(一般)の完了検査は、通常的面積区分(仮使用部分含む全体面積)の手数料とします。
- ※9 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)については、仮使用する棟の床面積に基づく完了検査手数料に、20,000円を加算します。
- ※10 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)についての完了検査手数料は、一律の20,000円とします。
- ※11 別途協議により算出します。
- ※12 表4に該当する審査を要する場合は、該当項目の額を加算します。
- ※13 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合、500㎡以内は3,000円、500㎡超は10,000円減額します。
- ※14 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査は表5の手数料を加算します。
- ※15 エレベーター等とは、4人乗り以上のもの、及びエスカレーターをいう。
- ※16 ホームエレベーター等とは、3人乗り以下のエレベーターを含み、小荷物専用昇降機、段差解消装置をいう。また、段差解消装置について告示仕様の場合はエレベーター等の手数料とします。
- ※17 既存建築物が構造不適格であり構造耐力の審査を要する場合は10,000円加算します。
- ※18 完了検査手数料について、直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合、500㎡以内は20,000円、500㎡超は50,000円、昇降機及び工作物は10,000円加算します。
・その他特殊事情は、別途協議により算出します。

表2 構造別棟加算 ※4、※13

$A \leq 500$	30,000	<p>※4 計算例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート3</div> </div> <p style="text-align: center;">Exp. J</p> <p>別棟 2棟 延べ面積 2300㎡</p> <p>構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡</p> <p>手数料計算 確認審査延べ面積 + (構造計算上の棟数 - 1) × 加算額 = 手数料 250,000 + (2 - 1) × 50,000 = 300,000</p>
$500 < A \leq 1,000$	40,000	
$1,000 < A \leq 10,000$	50,000	
$10,000 < A$	100,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

表3 ルート2基準審査加算 ※5、※13

$A \leq 1,000$	98,000	<p>※5 計算例(ルート2+ルート2)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート2</div> </div> <p style="text-align: center;">Exp. J</p> <p>構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡</p> <p>構造別棟加算の合計+棟1のルート2加算+棟2のルート2加算=手数料 300,000 + 145,000 + 98,000 = 543,000</p>
$1,000 < A \leq 2,000$	145,000	
$2,000 < A \leq 10,000$	163,000	
$10,000 < A \leq 50,000$	215,000	
$50,000 < A$	397,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

表4 特殊検討加算 ※12、※13

避難安全検証法	$A \leq 2,000$	20,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	35,000
	$10,000 < A$	50,000
耐火・防火区画検証法	$A \leq 2,000$	20,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	35,000
	$10,000 < A$	50,000
特定天井	$200 < A \leq 500$	70,000
	$500 < A \leq 1,000$	110,000
	$1,000 < A$	150,000
防災計画書	$A \leq 2,000$	40,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	70,000
	$10,000 < A$	100,000

(単位㎡) (非課税単位:円)

表5 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査割り増し手数料 ※14

床面積	工場等	工場等以外
$A < 2,000$	20,000	26,000
$2,000 \leq A < 3,000$	26,000	34,000
$3,000 \leq A < 4,000$	29,000	38,000
$4,000 \leq A < 5,000$	33,000	44,000
$5,000 \leq A < 10,000$	42,000	56,000
$10,000 \leq A < 20,000$	50,000	66,000
$20,000 \leq A < 50,000$	60,000	80,000
50,000以上	別途見積	別途見積

(単位㎡) (非課税単位:円)

- ・割増手数料は、省エネ適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計とする。
- ・省エネ適合性判定が必要な建築物で当社以外の機関が判定通知書を交付した場合は、表の各区分の額の2倍とする。
- ・省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の対象床面積の区分は既存部分の床面積を除いた床面積とする。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあつては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。
- ・一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)の審査を要する場合は、省エネ適合判定手数料の20%の額を加算する。

建築物省エネ法判定

床面積の合計	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A < 2,000\text{m}^2$	64,000	128,000	144,000	240,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	100,000	200,000	200,000	350,000
$5,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	136,000	240,000	250,000	416,000
$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	160,000	280,000	280,000	480,000
$20,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	192,000	320,000	320,000	560,000
$50,000\text{m}^2 < A$	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り
軽微(ルートB)	上記の20%	上記の20%	上記の20%	上記の20%
軽微(ルートC)	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%
計画変更	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%

(税別単位:円)

- ・ 計画変更および軽微変更の適合性判定手数料は、直前の判定を他機関で交付している場合は新築時の面積区分の額による。
- ・ 一つの棟に複数用途がある場合は、用途毎の床面積で算定し加算するか、建築物全体の床面積を工場等以外の区分で算定し、いずれか低額の判定料金とする。
- ・ 増改築の場合、既存部分のBEI値をデフォルト値1.2を使用した場合は、既存部分の床面積を除いた床面積で算定する。ただし、デフォルト値1.2を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積

※1 工場等…建築基準法等の用途が次のもの。

○工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場

○倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の処理施設

※2 床面積…新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積

※3 モデル建築法…採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※4 標準入力法等…各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建築法以外の評価法

適合証明業務(新築・一戸建て住宅)

融資種別	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35	9,000	12,000	11,000
フラット35S	11,000	13,000	12,000
財形住宅融資	9,000	12,000	11,000

※1 フラット35Sの設計検査手数料に下記金額を加算する

- ・評価方法基準5-1に定める断熱性能等級の場合は5,000円の加算
- ・評価方法基準5-2に定める一次エネルギー消費量等級の場合は10,000円の加算
- ・評価方法基準1-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)で、仕様規定の場合は10,000円、許容応力度計算の場合は15,000円の加算

(税別単位:円)

適合証明業務(新築・共同建て)

区分		融資種別	設計検査	竣工現場検査	
				建設評価無し	建設評価有り
一般申請	分譲	フラット35・35S 宅融資	15,000	10,000+(N×2,000)	5,000+(N×500)
	分譲	フラット35・35S 宅融資	20,000+(N×1,000)	5,000+(N×500)	5,000+(N×500)
一括申請	賃貸	各種別共通	10,000+(N×3,000)	12,000+(N×2,500)	

(N:戸数、税別単位:円)

適合証明業務(既存)

融資種別	一戸建ての住宅	共同建て
フラット35・35S	32,000	20,000+(N×10,000)
財形住宅融資	32,000	—

(N:戸数、税別単位:円)

適合証明業務(リフォーム)

融資種別	手数料
①:耐震改修(計画認定有り)	25,000
②:耐震補強	30,000
③:部分的バリアフリー	25,000
④:財形住宅	25,000
⑤:住宅債権積立者等向け	別途見積り

(税別単位:円)

フラット35 リフォーム一体型

	融資種別	基本手数料	検査手数料 ※		
			事前確認	計画確認	適合確認検査
一戸建て住宅	フラット35	40,000	15,000	15,000	15,000
	フラット35S	50,000			
共同建て(1戸)	フラット35	35,000	15,000	15,000	15,000
	フラット35S	50,000			

※ 新築時の検査状況、リフォーム瑕疵保険利用の有無等により検査回数異なります。

(税別単位:円)

フラット35 リノベ

区分	手数料
①:通常の場合	70,000
②:リフォーム工事後に一括検査を行う場合	50,000
③:上記①、②のそれぞれに追加項目がある場合	別途見積り
④:共同建ての場合	別途見積り

(税別単位:円)

設計住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	32,000	一次エネ加算 5,000 許容応力度加算 10,000
	$100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$	38,000	
	$200\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	43,000	
	$500\text{m}^2 < A$	50,000	
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	$42,000 + M \times 3,000$	
	$500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$64,000 + M \times 3,000$	
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$94,000 + M \times 3,000$	
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$230,000 + M \times 3,000$	
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$270,000 + M \times 3,000$	
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$300,000 + M \times 3,000$	
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$360,000 + M \times 3,000$	
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$430,000 + M \times 3,000$	
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$520,000 + M \times 3,000$	
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$620,000 + M \times 3,000$	
	$50,000\text{m}^2 < A$	$700,000 + M \times 3,000$	

M: 評価対象戸数とする

(税別単位:円)

※1 『5-2 一次エネルギー消費量等級』を選択、『1-1~1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合において、各面積区分の料金に加算した額とする。

建設住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	72,000
	$100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$	78,000
	$200\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	91,000
	$500\text{m}^2 < A$	110,000
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	$70,000 + M \times 5,000$
	$500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$130,000 + M \times 5,000$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$170,000 + M \times 5,000$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$230,000 + M \times 5,000$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$270,000 + M \times 5,000$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$300,000 + M \times 5,000$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$370,000 + M \times 5,000$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$450,000 + M \times 5,000$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$540,000 + M \times 5,000$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$660,000 + M \times 5,000$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$860,000 + M \times 5,000$

M: 評価対象戸数とする

(税別単位:円)

※ 建設住宅性能評価手数料は、本表に掲げる手数料の額に下記負担金等を加算した額とする。

(下記)紛争処理負担金 一戸あたり4,000円

設計・建設住宅性能評価(選択項目)

選択項目	追加手数料(戸建)	追加手数料(共同住宅等)
火災時の安全に関すること	1,000	$M \times 1,000$
空気環境に関すること	1,000	$M \times 1,000$
光・視環境に関すること	1,000	$M \times 1,000$
音環境に関すること	1,000	$M \times 1,000$
高齢者等への配慮に関すること	1,000	$M \times 1,000$
防犯に関すること	1,000	$M \times 1,000$

M: 評価対象戸数とする

(税別単位:円)

※ 複数選択の場合は、追加の合計金額から20%減額

長期優良住宅に係る技術的審査

新築		技術審査のみ	技術審査+ 建築確認(併願)	技術審査 (型式性能認定)	技術審査 (型式性能認定)+ 建築確認(併願)	技術審査+ 設計住宅性能評価 (併願申請)	変更に係る 技術審査
戸建住宅		38,000	35,000	35,000	32,000	7,000	19,000
共同住宅等	2~5戸	75,000	67,000	67,000	60,000	16,000	38,000
	6~10戸	118,000	105,000	105,000	100,000	24,000	59,000
	11~25戸	242,000	218,000	218,000	194,000	48,000	121,000
	26~50戸	438,000	394,000	394,000	350,000	88,000	219,000
	51~100戸	760,000	684,000	684,000	608,000	153,000	380,000
101戸以上		別途見積り					

※ 確認申請手数料・設計住宅性能評価手数料は別途必要です。

(税別単位:円)

※ 許容応力度計算を採用した場合において、各区分の料金の10,000円を加算した額とする。

増築・改築		技術審査	変更に係る技術審査
戸建住宅		47,000	24,000
共同住宅等	2~5戸	118,000	59,000
	6~10戸	187,000	94,000
	11~25戸	388,000	194,000
	26~50戸	703,000	352,000
	51~100戸	1,225,000	613,000
	101~200戸	2,301,000	1,151,000
201戸以上		3,347,000	1,674,000

(税別単位:円)

低炭素建築物技術的審査手数料

【住戸申請(戸建・共同住宅等)】戸数区分

区分(申請住戸の数)	法第53条関係 技術的審査手数料	法第55条関係(変更) 変更に係る技術的審査手数料
1戸	30,000	15,000
2~5	57,000	29,000
6~10	77,000	39,000
11~25	103,000	52,000
26~50	142,000	72,000
51~100	189,000	95,000
101~200	239,000	120,000
201~300	319,000	160,000
301~	429,000	215,000

※1 戸建住宅の場合で評価書等有りの場合は7,000円とする。

(税別単位:円)

【住棟申請(共用部分)】延べ床面積区分

区分(面積㎡)	法第53条関係 技術的審査手数料	法第55条関係(変更) 変更に係る技術的審査手数料
0㎡<A≤300㎡	94,000	47,000
300㎡<A≤2,000㎡	144,000	73,000
2,000㎡<A≤5,000㎡	188,000	95,000
5,000㎡<A≤10,000㎡	219,000	110,000
10,000㎡<A≤25,000㎡	254,000	127,000
25,000㎡<A	282,000	141,000

(税別単位:円)

【住申請(非住宅部分)】延べ床面積区分

区分(面積㎡)	法第53条関係 技術的審査手数料	法第55条関係(変更) 変更に係る技術的審査手数料
0㎡<A≤300㎡	218,000	109,000
300㎡<A≤2,000㎡	336,000	168,000
2,000㎡<A≤5,000㎡	439,000	220,000
5,000㎡<A≤10,000㎡	510,000	256,000
10,000㎡<A≤25,000㎡	591,000	296,000
25,000㎡<A	659,000	330,000

(税別単位:円)

住宅性能証明書(贈与税非課税措置)の証明業務に係る手数料【戸建住宅】

■住宅性能証明書

省エネ(断熱性能等級)	断熱等性能等級4が確認できる証明書等あり※2		断熱等性能等級4が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※7	23,000	15,000	40,000	32,000	12,000
住宅の増改築等	—	—	40,000	32,000	12,000

省エネ(一次エネ等級)	一次エネ等級4以上が確認できる証明書等あり※2		一次エネ等級4以上が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※7	27,000	17,000	50,000	40,000	12,000
住宅の増改築等	—	—	50,000	40,000	12,000

耐震性・免震建築物	耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等あり※3		耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等なし※3		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※8	27,000	17,000	48,000 許容応力度計算の場合は上記に10,000円加算	38,000 許容応力度計算の場合は上記に10,000円加算	12,000
住宅の増改築等	—	—	48,000	38,000	12,000

高齢者等配慮対策	高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等あり※4		高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等なし※4		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※9	17,000	12,000	32,000	27,000	12,000
住宅の増改築等	—	—	32,000	27,000	12,000

(税別単位:円)

■増改築等工事証明書(8号工事)

種別	省エネルギー性※13		耐震性・免震建築物		高齢者等配慮対策等級		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の増改築等(5号)	37,000	27,000	50,000	37,000	37,000	27,000	12,000

(税別単位:円)

■増改築等工事証明書(1~7号工事)

種別	単独 ※5	他検査同時※6	検査なし※9	再検査※11
住宅の増改築等(1~3号)	37,000	27,000	20,000	12,000
住宅の増改築等(4号)	50,000	37,000	29,000	12,000

(税別単位:円)

■証明書再発行

1通あたり	1,000
-------	-------

(税別単位:円)

- ※1 手数料には増改築等工事証明書(1~7号)検査なしを除き、住宅証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な現場検査(以下「本検査」といいます)を含んでいます。
- ※2 断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※3 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は建設住宅性能評価書)、その他の耐震等級2以上又は免震建築物が確認できるものを指します。
- ※4 高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の高齢者等配慮対策等級3以上が確認できるものを指します。
- ※5 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- ※6 他検査同時とは弊社が行う確認検査、適合証明、建設評価又は瑕疵保険の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- ※7 新築の場合の省エネルギー性に関する現場検査は、下地張り直前の工事の完了時及び竣工時です。
- ※8 新築の場合の耐震性に関する現場検査は、基礎配筋完了時、躯体工完了時及び竣工時です。ただし建築基準法の検査済証を提出した場合は竣工時の検査は行わない。
- ※9 新築の場合の高齢者等配慮対策に関する現場検査は、竣工時です。
- ※10 検査なしとは、申請時に所定の書類がそろった申請で現場検査を実施しない場合を指します。
- ※11 再検査は、1回分の手数料になります。
- ※12 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。
- ※13 一次エネ等級4、5の場合、新築の手数料を適用します。

住宅性能証明書(贈与税非課税措置)の証明業務に係る手数料【共同住宅】

■住宅性能証明書

省エネ(断熱性能等級)	断熱等性能等級4が確認できる証明書等あり※2		断熱等性能等級4が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※7	23,000	14,000	37,000	27,000	12,000
住宅の増改築等	—	—	37,000	27,000	12,000

省エネ(一次エネ等級)	一次エネ等級4以上が確認できる証明書等あり※2		一次エネ等級4以上が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※7	32,000	19,000	51,000	38,000	12,000
住宅の増改築等	—	—	51,000	38,000	12,000

耐震性・免震建築物	耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等あり※3		耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等なし※3		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※8	別途見積り				
住宅の増改築等	別途見積り				

高齢者等配慮対策	高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等あり※4		高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等なし※4		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※9	23,000	14,000	37,000	27,000	12,000
住宅の増改築等	—	—	37,000	27,000	12,000

(一戸当り 税別単位:円)

■増改築等工事証明書(8号工事)

種別	省エネルギー性※13		耐震性・免震建築物		高齢者等配慮対策等級		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の増改築等(5号)	37,000	27,000	50,000	37,000	37,000	27,000	12,000

(一戸当り 税別単位:円)

■増改築等工事証明書(1~7号工事)

種別	単独 ※5	他検査同時※6	検査なし※9	再検査※11
住宅の増改築等(1~3号)	37,000	27,000	20,000	12,000
住宅の増改築等(4号)	別途見積り			

(一戸当り 税別単位:円)

■証明書再発行

1通あたり	1,000
-------	-------

(税別単位:円)

- ※1 手数料には増改築等工事証明書(1~7号)検査なしを除き、住宅証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な現場検査(以下「本検査」といいます)を含んでいます。
- ※2 断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※3 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は建設住宅性能評価書)、その他の耐震等級2以上又は免震建築物が確認できるものを指します。
- ※4 高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の高齢者等配慮対策等級3以上が確認できるものを指します。
- ※5 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- ※6 他検査同時とは弊社が行う確認検査、適合証明、建設評価又は瑕疵保険の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- ※7 新築の場合の省エネルギー性に関する現場検査は、下地張り直前の工事の完了時及び竣工時です。
- ※8 新築の場合の耐震性に関する現場検査は、基礎配筋完了時、躯体工事完了時及び竣工時です。ただし建築基準法の検査済証を提出した場合は竣工時の検査は行わない。
- ※9 新築の場合の高齢者等配慮対策に関する現場検査は、竣工時です。
- ※10 検査なしとは、申請時に所定の書類がそろった申請で現場検査を実施しない場合を指します。
- ※11 再検査は、1回分の手数料になります。
- ※12 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。
- ※13 一次エネ等級4、5の場合、新築の手数料を適用します。

現金取得者向け新築対象住宅証明業務(すまい給付金)に係る手数料【戸建住宅】

		一般料金	評価書等有り
省エネルギー性	断熱性能等級4	24,000	7,000
	一次エネルギー消費量等級4以上	30,000	7,000
耐久性・可変性		22,000	7,000
耐震性		28,000 許容応力度計算の場合は、上記に10,000円加算	7,000
バリアフリー性		22,000	7,000

(税別単位:円)

- ※ 店舗併用住宅も含む。ただし住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積より大きい場合に限る。
- ※ 共同住宅等については、証明書の基準、延べ床面積等を勘案して別途見積りとさせていただきます。
- ※ 証明書を追加発行する場合は1枚につき2,000円となります。
- ※ 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。

建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価住宅に係る評価料金

		一般料金		評価書等有り※1
戸建住宅		30,000		7,000
共同住宅等	住戸のみ	基本料金(a)	80,000	(a)+(b)×戸数 左記料金の1/2
		戸数単価(b)	3,000	
	建物全体	基本料金(a)	80,000	(a)+(b)×戸数+(c) 左記料金の1/2
		全戸数単価(b)	3,000	
		共用部(c)	80,000	

(税別単位:円)

- ※1 評価書等ありとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは当初の申請で適用された料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。
- ※4 業務規程第11条第1項のシール又はプレートを発行する料金は上記に含まれません。

建築物省エネ法関係(30条・36条) 住宅に係る技術的審査の手数料

		一般料金			評価書等有り※1
戸建住宅		30,000			7,000
共同住宅等	住戸のみ	基本料金(a)	80,000	(a)+(b)×戸数	左記手数料の1/2
		戸数単価(b)	3,000		
	建物全体	基本料金(a)	80,000	(a)+(b)×戸数+(c)	左記手数料の1/2
		全戸数単価(b)	3,000		
		共用部(c)	80,000		

(税別単位:円)

- ※1 評価書等ありとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは当初の申請で適用された手数料の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規手数料を適用する。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

化学物質濃度測定(測定バツジ)

測定箇所 (同時期に測定できるもの)	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド・ トルエン・キシレン・ エチルベンゼン・スチレン
1か所	39,000	48,000
2か所以上	(A-1)×20,000+39,000	(A-1)×24,000+48,000

※A:測定箇所数とする

※特急分析の場合は別途料金が必要となります。

税別単位(円)

建物状況調査業務の調査料金

		小規模住宅	大規模住宅
一戸建て住宅		40,000	60,000
共同住宅等	住戸型	40,000	40,000
	住棟型	別途見積	別途見積り

税別単位(円)

- ※1コンクリートの圧縮強度を測定する場合は、5,000円加算する。
- ※2鉄筋探査の測定をする場合は、5,000円加算する。
- ※3設備配管等の調査を実施する場合は、5,000円加算する。
- ※4調査実施日から1年以内に委任者から調査結果の再説明の依頼があった場合は、再説明料金として10,000円とする。
- ※5調査実施後、再調査依頼があった場合は、上記表の料金とする。
- ※6調査実施日から1年以内の調査報告書の再発行を求められた場合は、複写を再発行し、手数料を2,000円とする。
- ※7建物状況調査業務の前に、事前に調査が必要な場合は、10,000円で事前調査を実施する。
- ※8業務規程第4条第3項の業務時間外に建物状況調査業務を実施する場合は、10,000円加算する。
- ※9特殊な事情があると認められた場合は、別途協議により算定する。

他検査と同時に行う場合の調査料金の減額

- ①指定住宅瑕疵担保責任保険法人が取扱う既存住宅売買瑕疵保険の検査と同時に行うときは、調査料金を10,000円減額とする。
 - ②住宅金融支援機構によるフラット35 利用のための、中古住宅の物件検査と同時に行うときは、調査料金を10,000円減額とする。
- 上記①検査及び②検査と同時に行うときは、調査料金を20,000円減額とする。

構造計算適合性判定手数料

(一)	(二)	(三)
床面積の合計	構造計算が右記以外の方法によって行われたもの	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの
$A < 1,000\text{m}^2$	150,000	110,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	210,000	130,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	230,000	140,000
$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	310,000	180,000
$50,000\text{m}^2 < A$	580,000	310,000

(非課税単位:円)

※2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみ

※当社が建築確認申請を引受けた建築物は、判定を行えません。

※当社と委託契約をしている判定員が、代表者である設計事務所の関与した建築物について、その判定は行えません。

※任意の構造計算適合性判定の手数料は上表の金額に消費税が加算されます。

木造住宅耐震診断等評価業務

①木造住宅耐震診断評価	9,000
②木造住宅改修耐震診断評価	35,000
③木造住宅改修耐震診断変更評価	15,000
④評価証の再交付	1,000

(税別単位:円)

耐震評定業務手数料

I 基準手数料

通常の評定業務の手数料(以下「基準手数料」という。)は、下表による。この表に記載されていない
 工作物、特定天井、特殊な構造の建築物等の手数料は、別途見積による。

延面積 (㎡)	評定の 種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		RC造, 壁式RC造で2次診断		RC造, 壁式RC造で 3次診断, S造, CB造 , SRC造, 体育館, 混構造(注2, 注3)	木造在来構法 (精密診断法2に よるもの) (注4)	構造図の復元 (追加金額, 木造 は追加金額不要) (注5)
		(低強度CON以外) (注1)	(低強度CON) (注1)			
		金額	金額	金額	金額	金額
A< 500	診断	150,000	150,000	210,000	240,000	45,000
	改修	150,000	210,000	210,000	240,000	15,000
	総合	240,000	290,000	340,000	380,000	48,000
500 ≤A< 1,000	診断	180,000	180,000	250,000	290,000	54,000
	改修	180,000	250,000	250,000	290,000	18,000
	総合	290,000	340,000	400,000	460,000	58,000
1,000 ≤A< 1,500	診断	210,000	210,000	290,000	340,000	63,000
	改修	210,000	290,000	290,000	340,000	21,000
	総合	340,000	400,000	460,000	540,000	67,000
1,500 ≤A< 2,000	診断	230,000	230,000	320,000	370,000	69,000
	改修	230,000	320,000	320,000	370,000	23,000
	総合	370,000	440,000	510,000	590,000	74,000
2,000 ≤A< 2,500	診断	250,000	250,000	350,000	400,000	75,000
	改修	250,000	350,000	350,000	400,000	25,000
	総合	400,000	480,000	560,000	640,000	80,000
2,500 ≤A< 3,000	診断	270,000	270,000	380,000	430,000	81,000
	改修	270,000	380,000	380,000	430,000	27,000
	総合	430,000	520,000	610,000	690,000	86,000
3,000 ≤A< 5,000	診断	300,000	300,000	420,000	480,000	90,000
	改修	300,000	420,000	420,000	480,000	30,000
	総合	480,000	580,000	670,000	770,000	96,000
5,000 ≤A< 10,000	診断	360,000	360,000	500,000	580,000	108,000
	改修	360,000	500,000	500,000	580,000	36,000
	総合	580,000	690,000	800,000	930,000	115,000
10,000 ≤A< 20,000	診断	400,000	400,000	560,000	640,000	120,000
	改修	400,000	560,000	560,000	640,000	40,000
	総合	640,000	770,000	900,000	1,020,000	128,000
20,000 ≤A< 50,000	診断	530,000	530,000	740,000	850,000	159,000
	改修	530,000	740,000	740,000	850,000	53,000
	総合	850,000	1,020,000	1,180,000	1,360,000	170,000

- (注1) 「低強度CON」とは、推定強度13.5N/mm²未満の階が、含まれているものをいう。
 (注2) 「RC造3次診断」とは、一部の階を3次診断で評価している場合を含む。なお、この場合は「低強度CON」
 が含まれているものも、手数料は同額とする。
 (注3) 「混構造」には、一部分が混構造となっているものを含む。
 (注4) 「木造在来工法(精密診断法2によるもの)」とは、保有水平耐力計算によるものとする。
 (注5) 「構造図の復元」の評定は、耐震診断の評定に含めて実施する。(図面復元を独立した評定とするのでは
 なく、手数料のみを追加する。なお、木造は、構造図復元のための手数料の追加は不要とする。)

(税別 単位:円)

II 特殊な場合の手数料

- 1 評定委員会における審議が2回で結審しない場合は、1回ごとに当初の「基準手数料」の1/2を追加する。
- 2 設計変更等による再評定の場合は、基準手数料の半額とする。ただし、変更が大規模で、変更後の建築物
 等が新規物件同様のものとみなされる場合は、基準評定手数料と同額とする。
- 3 評定書等の再発行手数料は、10,000円とする。

(税別 単位:円)